

平成25年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(未諮問基幹統計確認関連分)

平成27年3月31日
内閣府統計委員会

はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務省が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べるかを含め、毎年度審議を実施している。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）では、統計委員会が、法第55条第3項の規定に基づき重点的に実施する事項が加えられた。その一つとして、統計委員会が平成19年10月に設置されて以降、これまで諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認すること（以下「未諮問基幹統計の確認」という。）が掲げられている。

本報告書は、第Ⅱ期基本計画に基づき、今年度の統計委員会において、法施行状況審議の一環として行った未諮問基幹統計の確認結果を取りまとめたものである。「本編」と「資料編」の2編構成となっており、「本編」では、検討の経緯や基本計画部会における審議結果等を概括している。また、「資料編」には、基本計画部会での審議において使用された資料を添付している。

なお、今年度における法施行状況審議では、上記の審議のほか、第Ⅰ期基本計画の最終年度である平成25年度における取組状況についても審議を行い、その結果は別途取りまとめ、平成26年10月に公表している。

目 次

【本編】

I 経緯等

1 経緯	3
2 審議の進め方	3
3 審議経過	5
4 今後の審議に向けて	6

II 審議結果（確認結果）

1 家計統計	7
（1）確認事項	7
（2）確認結果	8
2 人口動態統計	15
（1）確認事項	15
（2）確認結果	15
3 地方公務員給与実態統計	19
（1）確認事項	19
（2）確認結果	20
4 民間給与実態統計	22
（1）確認事項	22
（2）確認結果	23
5 木材統計	27
（1）確認事項	27
（2）確認結果	28

【資料編】

（資料1）第Ⅱ期基本計画のうちの未諮問基幹統計の確認に係る記述箇所 の抜粋（平成26年3月25日閣議決定）	33
（資料2）未諮問基幹統計の確認に対する取組方針 （平成26年10月20日第53回基本計画部会決定）	34
（資料3）公的統計の品質保証に関するガイドライン （各府省統計主管課長会議申合わせ平成23年4月8日改定）	39
（資料4）平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール （平成26年11月17日第54回基本計画部会決定）	49
（資料5）未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料（家計統計） （平成26年12月8日第55回基本計画部会資料）	50
（資料6）未諮問基幹統計（家計統計）についての委員の御質問・御意見等について （平成26年12月8日第55回基本計画部会資料）	86
（資料7）未諮問基幹統計（家計統計）に係る確認事項 （平成26年12月8日第55回基本計画部会資料）	92
（資料8）家計調査の実施状況及び今後の検討課題 （平成26年12月8日第55回基本計画部会資料）	93

(資料 9) 未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料（人口動態統計） （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	118
(資料 10) 未諮問基幹統計（人口動態統計）についての委員の御質問・御意見等について （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	226
(資料 11) 未諮問基幹統計（人口動態統計）に係る確認事項等 （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	228
(資料 12) 人口動態統計の課題検討 （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	229
(資料 13) 未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料（地方公務員給与実態統計） （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	233
(資料 14) 未諮問基幹統計（地方公務員給与実態統計）についての委員の御質問・ 御意見等について（平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	237
(資料 15) 未諮問基幹統計（地方公務員給与実態統計）に係る確認事項等 （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	238
(資料 16) 地方公務員給与実態調査の概要 （平成 27 年 1 月 29 日第 56 回基本計画部会資料）	239
(資料 17) 未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料（民間給与実態統計） （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	273
(資料 18) 未諮問基幹統計（民間給与実態統計）についての委員の御質問・御意見等 について（平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	291
(資料 19) 未諮問基幹統計（民間給与実態統計）に係る確認事項等 （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	294
(資料 20) 民間給与実態統計 （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	295
(資料 21) 未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料（民間給与実態統計） （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	309
(資料 22) 未諮問基幹統計（木材統計）についての委員の御質問・御意見等について （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	354
(資料 23) 未諮問基幹統計（木材統計）に係る確認事項等 （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	355
(資料 24) 木材統計調査について （平成 27 年 2 月 19 日第 57 回基本計画部会資料）	356
(資料 25) 統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）	363

【参考URL】

- 平成 25 年度 統計法施行状況報告（平成 26 年 6 月 16 日総務省）
<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm>
- 基本計画部会の審議状況（第 54 回～第 57 回）
<<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>>

【本 編】

I 経緯等

1 経緯

第Ⅱ期基本計画においては、統計委員会が法第55条第3項の規定に基づき重点的に実施する事項が加えられた。その一つとして、未諮問基幹統計の確認が掲げられている。

これは、法施行状況報告に基幹統計（基幹統計調査）に係る変更・実施・公表に関する状況が盛り込まれていることを受け、法施行状況審議の枠組みを活用して未諮問基幹統計の確認をすることにより、各府省で進めている品質保証の取組に基づく所管統計の見直し・改善に資することを企図したものである。

統計委員会では、平成26年6月の第49回基本計画部会において、未諮問基幹統計の確認を法施行状況審議の一環として年度後半に実施し、その結果を取りまとめることとした。その後、同年10月及び11月の第53回及び第54回基本計画部会で、未諮問基幹統計の確認に対する取組方針及び確認スケジュールを決め、それに基づき、同年12月の第55回基本計画部会から審議を開始した。

2 審議の進め方

未諮問基幹統計の確認は、以下のとおり、確認の視点、対象となる統計、進め方、結果の取りまとめ等について取組方針を定め、それに基づいて実施した^(注1)。

(1) 確認の視点

第Ⅱ期基本計画において「品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する」と記述されていることに基づき、次の2つの視点から確認を行う。

- ① 基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況については、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、23年4月8日改定）を参考に確認する。なお、当該ガイドラインには、「公的統計の品質評価の要素」^(注2)として、ニーズ適合性、正確性、適時性、解釈可能性・明確性、信頼性、整合性・比較可能性、アクセス可能性及び効率性という要素が盛り込まれている。
- ② 基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況については、法第2条第4項第3号の「基幹統計の法定要件」^(注3)の視点から確認する。その際、第Ⅰ期基本計画における基幹統計の指定に係る判断要素の例なども参考にする。

(注1) 詳細は、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針（平成26年10月20日基本計画部会決定）」（資料2）及び「平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール（平成26年11月17日基本計画部会決定）」（資料4）を参照。

(注2) 第53回基本計画部会資料も参照。

(注3) 法第2条第4項第3号の3要件は以下のとおり。第53回基本計画部会資料も参照。

- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意志決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(2) 確認の対象となる統計

統計委員会が平成19年10月に設置されて以降、これまでに、調査計画の変更等のために統計委員会に諮問されたことがない（名称変更のみに係る諮問を除く。）基幹統計を対象に確認する（以下の一覧参照）。ただし、確認前に諮問が行われる予定となった統計については、確認の対象から除外する。

総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省
家計統計 個人企業経済統計 地方公務員給与実態統計	法人企業統計 民間給与実態統計	学校保健統計 学校教員統計	人口動態統計 毎月勤労統計 薬事工業生産動態統計 賃金構造基本統計
農林水産省	経済産業省	国土交通省	
牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 木材統計	ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計	建築着工統計 船員労働統計	

(3) 確認の進め方

基本的な方針として、平成30年度は次期基本計画に関する審議が見込まれることから、26年度から29年度までの4年間に計画的に確認を実施する。各年度とも、前年度の基本計画関連分に係る法施行状況審議が終了した後、年度後半に審議を行う。実施方法等については、初年度である26年度の取組結果を踏まえ、適宜見直しを図る。

平成26年度については、平成26年12月から27年2月までの3回の基本計画部会で確認作業を行い、27年3月を目途に基本計画部会で審議結果報告書を取りまとめる。

各年度における確認の対象とする基幹統計の選定については、同一年度における統計分野のバランス、周期統計調査の実施時期、年度ごとの統計作成府省・部局の負担や基本計画部会における審議の平準化などを考慮し、以下の表のとおりとする。ただし、27年度以降については、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更する。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家計統計 地方公務員給与実態統計 民間給与実態統計 人口動態統計 木材統計	法人企業統計 学校保健統計 毎月勤労統計 海面漁業生産統計 石油製品需給動態統計	個人企業経済統計 賃金構造基本統計 牛乳乳製品統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 建築着工統計	学校教員統計 薬事工業生産動態統計 作物統計 ガス事業生産動態統計 船員労働統計

(注) 各年度とも、統計作成省の建制順に記載。

(4) 確認結果の取りまとめ等

各年度とも、前年度の法施行状況審議の一つとして、年度内を目途に結果報告を取りまとめて公表するとともに、以下のとおり今後の審議への活用等を図る。

- ・ 各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて次期基本計画にも反映
- ・ 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用

- ・ 改善を求める事項が指摘された場合は、統計作成府省は自律的な改善を図ることとし、次年度以降の法施行状況審議の中で適宜フォローアップ

3 審議経過

前述のスケジュールに従い、平成26年度は、家計統計、人口動態統計、地方公務員給与実態統計、民間給与実態統計及び木材統計について審議した。審議に当たっては、まず、各府省が作成した基礎資料を各委員に配布し、それに対して提出された各委員からの質問・意見に基づいて事前に確認事項を整理した。その上で、基本計画部会において、確認事項を踏まえた関係府省からの説明及び質疑応答並びに審議を行い、最終的に統計委員会として、審議結果報告書を取りまとめた（巻末に、統計ごとに基礎資料、各委員からの質問・意見、確認事項、統計作成府省が基本計画部会に提出した資料を掲載）。

関係府省においては、引き続き、基幹統計としての法定要件や公的統計としての品質評価の要素に沿った見直しが主体的に行われていくことが期待される。

<今回の審議経過>

平成26年

- 6月16日 第76回統計委員会において、総務大臣が統計委員会に対し、「平成25年度統計法施行状況報告」を提出。第49回基本計画部会において、審議の進め方を決定
- 10月20日 第53回基本計画部会において、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」を決定
- 11月17日 第54回基本計画部会において、「平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」を決定
- 12月8日 第55回基本計画部会において、家計統計を確認

平成27年

- 1月29日 第56回基本計画部会において、人口動態統計及び地方公務員給与実態統計を確認
- 2月19日 第57回基本計画部会において、民間給与実態統計及び木材統計を確認。家計統計及び地方公務員給与実態統計について補足的な確認
同部会において、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」の構成（案）を審議
- 3月23日 第58回基本計画部会において、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（案）を取りまとめ
第85回統計委員会において、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」を決定。委員会終了後、当該報告書を公表

（注）基本計画部会での議事の詳細は、統計委員会ホームページにおいて議事概要、議事録を参照されたい（<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.htm>1）。

4 今後の審議に向けて

今年度、上記「3 審議経過」のとおり、個々の統計の確認を実施した上で、日本全体の統計体系を横断的にみることの重要性が委員から指摘され、次年度以降の法施行状況審議の中で議論の場を設けることとされた。

また、上記「2（4）確認結果の取りまとめ等」のとおり、統計作成府省の自律的な改善の取組について、次年度以降の法施行状況審議の中で適宜フォローアップすることとしている。

II 審議結果（確認結果）

1 家計統計

家計統計は、国民生活における家計収支の実態を毎月把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的として、総務省統計局（以下この節において「総務省」という。）において作成されている基幹統計である。具体的には、一定の抽出方法に基づき選定された全国約9千世帯^(注4)を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを調査し、集計・公表されている。

その統計の利活用は、景気判断や経済施策の実施のための基礎資料、社会保障政策の企画・立案等における利用、消費者物価指数の基礎資料としての活用、また、学術研究や民間の経済活動での利用等、広範・多岐にわたっている。

家計統計は、平成13年7月の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会を通じて調査計画の変更に係る諮問がされていない。

(1) 確認事項

委員から提示された確認要望事項は、おおよそ、家計統計に係る現状を確認するもの、委員が認識する課題等に関し、総務省における将来に向けた検討に関する考えを確認するものに大別され、基本計画部会では、それぞれ以下のとおり確認事項を設定した。

ア 現状の確認

現状の確認では、家計調査に係る記入者負担が大きいと考えられること等から、家計調査の実施状況や調査対象となった世帯の属性等の面での偏りの有無についての確認、また、調査結果の特性について、振れが大きいとの問題認識から、他の関連する統計との動きの違いに関する分析状況、家計統計と家計消費状況調査の関係について及び標本誤差への対応についてを確認事項として設定した。

イ 将来に向けた検討

将来に向けた検討では、家計統計が重要であるとの認識の下、以下の3点を総務省に対する確認事項として設定した。

(ア) 記入者負担の軽減について

将来的にも家計調査が着実に実施されていくためには、記入者負担を軽減する方向で検討することが必要であると考えられることから、オンライン調査や電子家計簿の導入に向けた検討状況、調査世帯が回答を行いやすくするための記入者へのインセンティブ方策についての検討状況及び数量（重量）記入についての必要性等に係る考えについて確認する。

(注4) 家計調査は層化3段無作為抽出法により、まず都市階級等により層化した上で全国約1,800市町村から168市町村を抽出、更に調査区、調査世帯を抽出し、8,821世帯（二人以上の世帯：8,076世帯、単身世帯：745世帯）を抽出している。

(イ) 標本設計について

家計統計に期待される利用者ニーズや単身世帯の増加等を背景とした世帯構成の変化等に対応することが必要であるとの問題意識から、調査結果の振れをならすような推計方法の導入や、単身世帯と二人以上世帯の統合や都道府県・都市別の標本設計の適否に対する考えについて確認する。

(ウ) 情報提供・利活用向上について

家計統計を適切に利活用してもらうためには情報提供を進めることが必要であると考えられることから、情報提供の現状や利活用の向上に向けた取組についての考えについて確認する。

(2) 確認結果

(i) 確認内容

上記の確認事項に対し、総務省から説明があり、当該説明に基づき意見交換や質疑応答を行った。確認事項に対する総務省の説明内容及び当該説明に対する委員の見解はそれぞれ以下のとおりである。

ア 現状の確認

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 家計収支の動向を把握する統計調査としては、家計調査及び家計消費状況調査（一般統計調査）がある。このうち、家計消費状況調査は、個人消費動向の的確な把握に資するために、家計調査において購入頻度が少なく安定的な把握が困難な高額商品・サービスの消費の実態を安定的に捉えることなどを目的として、約3万世帯を対象に平成13年10月から毎月実施しているものである。
- ・ 家計調査は、二人以上の世帯（調査期間：6か月間）では毎月標本の6分の1が、単身世帯（調査期間：3か月間）では毎月3分の1がそれぞれ新しい世帯と交替しており、前月からの結果の変動を抑制させ、できるだけ安定的な結果が得られるような仕組みとなっている。
- ・ 調査結果の推計に当たっては、労働力調査（基幹統計調査）の世帯分布を基に、例えば二人以上の世帯では地方別及び世帯人員別に補正を行う等精度を高める工夫をしている。
- ・ 標本誤差は、全国の二人以上の世帯における消費支出の標準誤差率が約1.3%（平成25年の各月の平均値）である。住居、教育など項目によってはやや大きいものもあるが、これらの項目は家計消費状況調査で補完する仕組みとしており、両調査の結果を合成した「家計消費指数」^(注5)を毎月公表している。

(注5) 家計消費指数は、家計消費の動向をより安定的に把握することを目的としており、家計統計のうち購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分について、家計調査とは別に約3万世帯のサンプルを対象とした家計消費状況調査を実施・把握し、家計調査の結果を家計消費状況調査の結果で補完して新たな結果を作成した後、指数化したものである。総務省によれば、これにより、家計調査の高額消費部分の振れを小さくし、家計消費の動向をよりの確に把握することが可能になるとしている。

- ・ 調査世帯の属性については、勤労者世帯における有業人員数は、家計調査では1.5人（平成24年平均）、平成24年就業構造基本調査（基幹統計調査）^{（注6）}では1.6人であり、両調査の差は家計調査が0.1ポイント低い状況である。
- ・ 世帯主の勤め先の産業別属性や年齢階級別分布は、就業構造基本調査と比較すると似通った結果となっている。
- ・ また、他の統計の動きと比較する際の注意点等の解説としては、総務省のウェブサイト上に統計のトピック的な動きを紹介するコーナー（「統計Today」）を掲載している。例えば、家計統計と他の統計を比較する際には、項目の概念や調査対象範囲の違いなどがあり、このことに注意が必要であることなどを解説している。
- ・ 調査結果を見る際の注意点等の解説についても、総務省のウェブサイト上に「家計調査の結果を見る際のポイント」として掲載している。

（委員の見解）

- ・ 家計統計は、これまで社会経済情勢の変化に対応して集計結果の公表の充実に取り組んできたことは高く評価できる。
- ・ 家計調査は調査員の努力に支えられ、維持されてきた現状を認識している。
- ・ 委員の中には、家計統計は、①就業構造基本調査と比べ、世帯当たり有業人員が少ないことを踏まえ、共働き世帯の動向を十分に捉えていない、②誤差率がサンプル数の違いから労働力調査に比べ大きい、③他の統計の動きとの無視できないかい離や振れがみられ、特に2014年入り後、振れが大きく、個人消費の判断を難しいものにしていて、との認識も存在した。

イ 将来に向けた検討

（ア）記入者負担の軽減について

（調査実施部局の説明内容）

- ・ 記入者負担の軽減とともに調査実施業務の効率化を目指し、家計調査の電子化について検討中である。
- ・ 家計調査終了世帯へのアンケート結果（平成26年2月）では、3割強がオンライン回答を希望しており、レシート読み取り機能や家計診断機能があればさらに約3割がオンライン回答を希望するとしている一方で、どのような機能があってもオンライン回答を希望しないとしているのが約4割弱みられた。
- ・ 民間企業が提供している家計簿サービスの機能も参考に、スマートフォンによるレシート読み取り機能等の入力支援機能やインセンティブ機能の付与についても調査研究を行っている。
- ・ 家計調査の電子化に当たっては、オンライン化に伴い、レシート読み取り時の必要な情報の補記を含め、家計簿への記入精度をどう担保するかということ

^{（注6）} 就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、5年周期で実施している基幹統計調査であり、調査対象は約47万世帯の15歳以上の世帯員約100万人である。

や、オンラインと紙の調査票が混在する中で短期間に公表までの処理をどう行うかといった管理面における課題があり、今後検証・検討を進めていく予定である。

- ・ 数量（重量）の記入結果については、消費者物価指数（CPI）の月別ウェイトの算定、農産物の需要見通しの推計、国際交渉における関税の削減等による国内農業への影響の分析、購入した財の平均単価による生活の質の変化の分析など各方面で利用されている。現在の利用者ニーズを勘案すると、直ちに廃止することは困難であるが、今後とも記入者負担の軽減策を広く検討していく中で対応策を考えていく予定である。

（委員の見解）

- ・ 今後の調査の継続性を考えると、記入者負担の軽減を念頭に検討を進めていくべきであり、電子家計簿によるオンライン化やスマートフォンを使った入力への導入に向けた検討が進められてきたことは評価でき、引き続き取り組んでいくことが重要である。
- ・ 家計調査の電子化に当たっては、調査員の負担やオンライン調査の回答率等も含めたコスト面での検討も必要である。
- ・ 電子家計簿の検討に当たっては、既に民間企業で運用されている状況も勘案しつつ記入精度の確保の面等からも検討を進めていく必要がある。
- ・ 調査協力へのメリットとしての家計診断機能については、その診断結果により消費行動に変化を及ぼす可能性があり、診断の実施時期には留意が必要である。
- ・ 高齢単身世帯が増加する中での調査員による記入支援、電子家計簿を導入した際の入力の簡便化、また、家計の個計化の進展に応じた調査方法についても、それぞれ今後検討していくべき課題である。
- ・ 食料品目を中心とする購入数量（重量）の調査については、記入者負担軽減の観点とともに、家計調査に期待される多様な利用者ニーズにも留意の上、検討していくことが必要である。

（イ） 標本設計について

（調査実施部局の説明内容）

- ・ 単身世帯と二人以上の世帯を統合して標本抽出することは、単身世帯の増加を標本に反映することが可能となり理想的である。しかし、単身世帯では若年層が日中不在であることが多いことなどからデータの収集が難しく、単身世帯の標本の拡大は実査上の大きな負担増となることから現実的には困難である。
- ・ 標本設計は、県庁所在市等の消費者物価指数の算出や調査を実施する各都道府県に結果を還元する観点から、地方別の結果も一定の精度を確保できるよう一定数の世帯を配分している。全国平均の結果を得る目的からは必ずしも効率的な標本配分となっていないことから、小規模な県庁所在市の標本規模を小さくし大規模な県庁所在市の標本規模を大きくする措置なども考えられるが、そ

うした変更を行った場合には、消費者物価指数に多大な影響があることに加え、大規模な県庁所在市における必要な調査員数の増加に伴い、熟練した調査員の安定的な確保が困難となり、結果精度にも影響が出るおそれがある。また、大規模な県庁所在市を持つ都道府県の業務負担増につながることに配慮する必要がある。このため、標本設計については、有識者研究会等を活用しつつ、引き続き研究していく予定である。

- ・ 家計消費状況調査は家計調査よりも公表時期が約1週間遅れているが、公表の早期化を目指し、オンライン調査の導入、登録モニターの活用可能性を検討している。
- ・ 平成27年1月からは、家計消費状況調査においてネットショッピングによる消費を商品、サービス別に把握するなど充実を図る予定である。

(委員の見解)

- ・ 家計調査には、標本誤差による振れのほか、例えば、月末が土日に当たる場合、携帯電話料金の支払いが翌月に行われる等、家計の支出の実態を反映した振れもあり、この点も認識しておく必要がある。
- ・ 調査結果の振れを小さくする手法や、推計上調整がされていない有業人員の調整について、集計方法等の調査研究を進めることは有意義である。
- ・ 委員の中には、標本設計について、全体の振れを小さくするため、県庁所在市の表章に重点を置き過ぎずに全国としての適切なサンプリングとすべき、標本設計の見直しが消費者物価指数に影響を及ぼすのであればその影響も含めて検討すべきとの意見もあった。
- ・ 家計消費状況調査の公表時期を早め、家計調査と同時公表とすることは、家計調査を補完する意味でユーザー側にとって有益と考えられ、この方向で検討を進めていくことは重要である。委員の中には、家計消費状況調査は、家計統計に比べサンプル数が多く回答項目もシンプルである割には振れが大きく、公表を早期化すれば問題が解消するというものではないとの意見もあった。

(ウ) 情報提供・利活用向上について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 家計調査結果の利用に資する情報の提供については、報告書における調査の概要、調査票様式、標本誤差など必要な情報の提供のほか、ウェブサイトにおいて、用語の解説、データを探す際に必要な基本的な事項、結果についてその時々話題などを交えた解説を掲載する等、利用者が結果を正しく理解するため情報の提供に注力している。
- ・ 情報通信技術を活用した高度の情報提供については、政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）によるほか、API機能による結果提供の高機能化やスマートフォンアプリでの結果提供にも取り組んでおり、今後も統計ユーザーの調査結果に対する適切な理解とともに、利用の促進が進むよう情報提供に取り組んでいく考えである。

(委員の見解)

- ・ 家計統計を適切に利用するためには、統計ユーザーの家計統計に対する正しい理解が必要である。そのためには、サンプルの分布などの必要な情報も含めた統計利用上の留意点や関連する統計との概念整理も含め積極的に情報提供を進めていくことが必要である。
- ・ 他の統計との比較に当たっては、関連する統計全体で考えることが重要である。委員の中には、統計間でデータの傾向の乖離といった状況がみられる場合、統計間の比較を適切に行うためには、家計統計だけでなく、他の関連する統計においても統計利用上の留意点等に関する情報提供も必要であるとの意見も存在した。
- ・ 委員の中には、家計統計に対する統計ユーザーからの要求が過剰であり、家計統計を景気の判断やこれに資する統計作成に当たっての基礎情報として過度に用いない方が良いのではないかとの意見も複数存在した。一方で、景気の判断に資する統計作成に当たって家計統計を用いないというのは難しいとの意見も見られた。現状のように用いることを前提にしている場合、振れを少なくする方が良いとの見方もあった。

(ii) 確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

家計統計について確認した結果の評価とともに、今後、家計統計に関し、総務省をはじめ取組が求められる事項の方向性を整理すると以下のとおりである。

ア 情報提供・利活用向上について

- ・ 社会・経済状況の変化等に対応し、これまで集計・公表内容の充実を図ってきたことについては高く評価できる。
- ・ 統計利用者に調査結果に対する理解をより一層深めてもらうため、家計統計を取り巻く調査実施の状況や統計利用上の留意点等に関する情報の提供に当たっては、これまで以上に工夫等を行い、サンプルの分布などの必要な情報も含め統計利用者に分かりやすい形で公表・提供するための取組を推進していくことが必要である。

イ 記入者負担の軽減について

(ア) 現行の調査の見直しに当たっての基本的考え方について

- ・ 調査方法や調査項目の見直しに当たっては、多様な利用者ニーズ並びに調査の目的及び費用対効果を踏まえて検討すべきである。
- ・ 調査方法や調査項目の見直しに当たっては、記入者や調査員の負担が増加しないよう配慮することが必要である。

(イ) 電子調査票等の導入について

- ・ 電子調査票やオンライン調査の導入については、現在、研究・検討段階で

はあるが、入力の利便性の更なる向上、調査世帯におけるインセンティブ方策、調査実施業務の効率化等の観点から、これまで積極的に取り組んできたことについては評価できる。

- ・ 家計調査の電子化に向けて、民間の家計簿サービス機能を参考にしつつ、現在、研究・検討中の取組（家計診断機能及びデータ還元機能、オンライン提出機能、回答状況及び回答内容の一括管理機能等の設定）については、家計簿の記入精度の担保等の対応策を含め引き続き進めていくことが必要である。
- ・ 家計調査の電子化に向けた研究・検討に当たっては、調査員に過大な負荷がかかったり、調査員が混乱したりすることがないように考慮するとともに、オンライン調査の回答率等も含めたコスト面と比較衡量することが必要である。

（ウ） その他

- ・ 単身世帯の把握については、特に高齢者に配慮した記入支援の方法等について研究・検討を進めていくことが必要である。
- ・ 食料品目を中心とした購入数量（重量）の調査については、家計調査に期待される多様な利用者ニーズに留意の上、今後とも調査すべきとする意見がある一方で、記入者負担の軽減を図る観点から廃止すべきとの意見もあることから、その取扱いについては引き続き検討を進めていくことが必要である。

ウ 個人消費の把握の充実について

- ・ 個人消費の把握の充実に向けた取組として、家計調査と家計消費状況調査の連携強化を図る観点から、家計消費状況調査の結果の公表早期化とともに、両調査結果から作成される家計消費指数の公表早期化に向けた検討を進めていることについては、評価できる。他方、家計消費状況調査にも振れがあることから、その公表早期化によっても、個人消費の把握に関する問題がすべて解消されるものではないとの指摘もあり、留意が必要である。
- ・ より一層的確なデータの提供に資する観点から、引き続き、標本設計や標本誤差、データの振れ等の補正方法に関する調査研究など所要の取組を進めていくことが必要である。なお、その際、二人以上の世帯における家計の個計化に対応した消費の把握可能性に留意すべきである。

エ その他

家計統計は多方面で利用され、構造的な分析の面での有用性が指摘されるなどその重要性が認識された一方、景気の判断やこれに資する統計作成に当たって過度な期待があるとの指摘もあった。したがって、家計統計の利用に当たっては（景気の判断やこれに資する統計作成に当たっての基礎情報として利用する場合を含む。）、標本誤差のほか、家計の支出の実態を反映した振れなど種々の要因による振れがあることを認識し、家計統計を取り巻く調査実施の状況やサンプル

の分布などの必要な情報も含めた統計利用上の留意点等を十分考慮することが必要である。

2 人口動態統計

人口動態統計は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省大臣官房統計情報部（以下「厚生労働省」という。）が作成している基幹統計である。厚生労働省は、出生・死亡・婚姻・離婚については「戸籍法」（昭和22年法律第224号）による届書等から、死産については「死産の届出に関する規程」（昭和21年厚生省令第42号）による届書等から、市区町村長が作成する人口動態調査票を収集し、集計・公表している。

その利活用は、①人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省・基幹統計）など他統計の作成基礎データ、②世界保健機関（WHO）や経済協力開発機構（OECD）等における国際比較用データ、③その他行政における各種施策や計画等基礎資料等として、幅広く活用されている。

なお、人口動態統計は、統計審議会及び統計委員会を通じて、調査計画の変更に係る諮問はされていない。

（1）確認事項

委員から提示された確認要望事項は、人口動態統計に係る提供情報の充実及び作成方法の効率化等が中心となっていたことから、基本計画部会では、以下のとおり類型化して確認事項を設定した。

ア 提供情報の充実について

（ア）集計内容の更なる充実を図る余地について—外国人に係る集計等—

社会経済情勢の変化に対応し、外国人に関する統計の地域別表章など、更なる集計の充実を図っていく必要があることから、集計内容の充実や集計結果の提供方法の在り方について確認する。

（イ）人口動態特殊報告を含めた調査票情報の更なる活用余地について

人口動態特殊報告^{（注7）}は、人口動態事象を様々な角度から多面的に分析するものであり、利用価値も高いことから、テーマ設定や結果の公表の在り方について確認する。また、人口動態統計の調査票情報を他の行政記録情報等と関連付けることで、より幅広い分析等に活用する余地について確認する。

イ 作成方法の効率化等について

人口動態統計は、「戸籍法」等による届書から作成するものであり、秘密の保護に十分配慮した上で、効率的かつ迅速な作成が求められることから、オンライン報告の現状と課題等について確認する。

（2）確認結果

（i）確認内容

^{（注7）} 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用により作成している。

基本計画部会においては、上記の確認事項に関し、厚生労働省からの説明を踏まえ、意見交換や質疑応答を行った。確認事項に対する厚生労働省の説明内容及び当該説明に対する委員の見解は以下のとおりである。

ア 提供情報の充実について

(ア) 集計内容の更なる充実を図る余地について—外国人に係る集計等—

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 人口動態統計の結果については、従来からWHOが定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」に基づき表章し、国際比較可能性の確保に努めており、今後も、分類見直しに対応した結果表章に努めたい。さらに、我が国特有の状況を踏まえた詳細な疾病分類の作成についても、医学的見地から検討をしていく予定である。
- ・ 外国人に係る集計の充実を含め、統計利用者の視点にも配慮した結果表章の充実を図ることを目的として、行政ニーズ・専門家等の意見を踏まえて検討する場を設け、検討を行っていく予定である。
- ・ 特に市区町村別の外国人統計に関しては、匿名性に留意しつつ公表することについて前向きに検討を進める予定である。
- ・ 死亡票に係る調査票情報の二次利用については、従前、厚生労働省及び保健所にて提供していた原死因を決定するに至った死亡の原因（傷病名）、手術・解剖の状況などの調査票に記述されている文字情報について、新たに電子情報として、厚生労働省による提供を可能とすることを予定している。

(委員の見解)

- ・ 市区町村別外国人データの公表について、外国人人口の偏りもあり全国一律に実施することは困難であることは理解できるが、地域によっては非常に重要なデータであることから、一定規模以上の市区町村に関する集計を、前向きに検討すべきである。
- ・ 外国人に係る統計の充実については、将来的に政策上重要な課題ともなり得ることに留意して検討すべきである。
- ・ 人口動態統計の結果集計については、第一の任務として、基本的な統計表を確実に集計・提供した上で、第二の任務として、更に特定の地域や地区の要望を踏まえて集計する必要性等について、慎重に検討すべきである。
- ・ 集計に係る全ての要望を事前に把握し、対応することは困難であるため、対応の必要性を見極めるべきである。
- ・ 原死因以外の死因情報等を電子化し、提供可能とすることについては、公衆衛生・疫学関係の利用者の利便向上を図るものであり、高く評価したい。

(イ) 人口動態特殊報告を含めた調査票情報の更なる活用余地について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 人口動態特殊報告では、人口動態5事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）

ごとに基本的なテーマを定め、周期的に報告書を作成しているほか、高齢化や疾病構造の変化、出生率の低下といった保健、医療、福祉の動向や、それらを取り巻く環境の変化も考慮したテーマも設定している。

- ・ 人口動態統計は、死亡届等の各届書の情報を基に作成されるため、まず死亡届等の届書に個人IDが付与されることが前提となる。現在、法務省では、個人IDとして代表的な「社会保障と税の共通番号」（以下「マイナンバー」という。）を戸籍事務に活用することが検討されており、その動向も注視しながら、人口動態調査におけるより幅広い分析等への活用を検討することとなる。

（委員の見解）

- ・ 人口動態特殊報告は、利用価値が高いものの、現在のところ、今後の採用テーマや公表予定が予告されていないことから、これらの周知を図る等により、利用者への利便性の向上も考慮すべきである。

イ 作成方法の効率化等について

（調査実施部局の説明内容）

- ・ 全体の報告に占めるオンライン報告の割合は、平成25年度末現在で95%となっている。
- ・ オンライン報告を行っていない市区町村は、人口規模が小さく届出件数自体が少ないことから、オンライン報告の前提条件である戸籍事務システムが未導入であることや、自治体で定めるセキュリティポリシーにより外部ネットワークへの接続が認められていない自治体等である。このように市区町村独自の事情はあるものの、可能な限りオンライン報告に切り替えていただけるよう働きかけている。
- ・ 現在は、オンライン報告をしている自治体であっても、解剖所見の補足資料などの調査票以外の添付資料、追加報告、訂正報告及び除外報告は郵送で提出しなければならない。今後、このような資料についてもオンラインで報告できるよう機能の追加・改修を検討している。

（委員の見解）

- ・ 調査方法については、オンライン化率も全国で95%と高く、相当程度の仕組みが整えられている現状が確認できた。

（ii）確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

人口動態統計の確認結果に基づく評価及び厚生労働省における今後の取組の方向性は、以下のとおりである。

ア 提供情報の充実について

- ・ 社会・経済状況の変化等に対応し、集計の充実を図ってきたことについては高く評価できる。
- ・ 今後の集計の充実に向けては、政策部局や専門家の意見を聴取することも検

討していることは評価できるが、その際、可能な限り様々な方面から幅広い意見を聴取することに留意が必要である。特に、市区町村別の外国人統計の充実については、例えば外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討を進めていく必要がある。

- ・ また、調査票情報の二次利用についても、提供内容の充実や提供方法の利便性を向上する方向で検討が進められていることは評価できるものの、この点においても広く意見を聴取することに留意が必要である。
- ・ さらに、人口動態特殊報告については、これまでの作成・公表実績を基に、周期を定めるとともに、次回の予定テーマを公表することなどにより、統計利用者の利便性の向上に努めることが必要である。
- ・ なお、より幅広い分析等の活用の観点から調査票へ個人IDを導入することについては、調査票作成の基となる戸籍事務へのマイナンバーの導入の検討状況を注視しつつ、今後の取扱いを検討することが必要である。

イ 作成方法の効率化等について

- ・ 調査方法については、オンライン報告システムを整備し、そのオンライン報告率が95%となっている現状は評価できる。
- ・ 引き続き、更なる作成事務の効率化に向けたシステムの機能追加・改修に取り組むことが期待される。

3 地方公務員給与実態統計

地方公務員給与実態統計（以下この節において「本統計」という。）は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する基礎資料を得ることを目的として、総務省自治行政局（以下この節において「総務省」という。）が作成している基幹統計である。

また、本統計を作成するための基幹統計調査である地方公務員給与実態調査（以下この節において「本調査」という。）は、5年に一度、全地方公務員（平成25年では約276万人）を対象として学歴、経験月数、職種、給料月額、諸手当の月額、年間給与の額などを調査している。

本統計は、地方公共団体の財源保障・財源調整機能を担う地方財政計画作成の基礎資料及び地方公務員の給与と国家公務員の給与とを比較するラスパイレス指数作成の基礎資料などとして、活用されている。

なお、本調査は、これまで調査計画の大きな変更がなかったため、統計審議会及び統計委員会を通じて、調査計画の変更に係る諮問はされていない。

（1）確認事項

委員から提示された確認要望事項は、情報提供の充実及び調査事項の簡素化等が中心となっていたことから、基本計画部会では、以下のとおり確認事項を設定した。

ア 情報提供の充実について

e-Statに掲載されている統計表が、本調査の平成20年及び25年の結果のみであるとともに、その形式がPDF形式であることから、データ加工が可能なExcel形式での情報提供や平成15年以前の調査結果の提供など、利活用向上に向けた電子媒体による情報提供の充実について確認する。

イ 調査事項等について

（ア）氏名、職員番号欄等の必要性について

調査票における調査事項のうち、氏名、職員番号及び生年月日の必要性について確認する。

（イ）基幹統計調査と附帯調査及び補充調査との関係について

地方公務員の給与実態に係る調査のうち附帯調査や補充調査^(注8)は、地方自治法に基づき実施されていることから、本調査を法に基づく基幹統計調査として実施する必要性について確認する。

(注8) 総務省では、地方公務員の給与実態に係る調査として、本調査のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、地方公共団体を対象として、本調査と同時に附帯調査を、本調査の中間年に補充調査を実施している。このうち、附帯調査では、初任給基準に関する事項などを、また、補充調査では、地方公共団体単位での職種別、年齢別職員数や平均給料月額に関する事項などを調査している。

(2) 確認結果

(i) 確認内容

基本計画部会においては、上記の確認事項に関し、総務省から説明があり、当該説明に基づき意見交換や質疑応答を行った。確認事項に対する総務省の説明内容及び当該説明に対する委員の見解はそれぞれ以下のとおりである。

ア 情報提供の充実について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ e-Statへの掲載は、平成20年及び25年の結果をPDF形式及び一部Excel形式で行っている。
- ・ 今後、平成20年及び25年の結果については、Excel形式等加工可能な形式による掲載を検討していく予定である。また、平成15年以前の結果については、データ処理システムが現行とは異なり加工可能な形式でのデータが存在しないため、PDF形式で掲載することを検討していく予定である。

イ 調査事項等について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 氏名、職員番号及び生年月日については、遺漏なく個人を識別したり、誤り防止等の観点から必要である。
- ・ 調査票は、職員記入欄と地方公共団体の人事担当者記入欄とに分かれており、職員記入欄の情報も含め、都道府県知事・市区町村長等から電子データで提出されている。今後、職員記入欄の調査事項や記入者については、地方公共団体等関係者の意見等を踏まえ、対応を検討する。
- ・ 本調査については、以下の理由から、基幹統計調査としての実施が必要である。
 - ① 全地方公務員個別の給与データを国が把握するための唯一の調査であることから、報告義務のある手段が必要であること。
 - ② 地方財政計画を作成する際に利用する基礎資料を得るための重要な調査であり、正確性・継続性が強く求められていること。

(委員の見解)

- ・ 職員記入欄の取扱いについては、地方公共団体が記入している場合もあると思われるので、事務の合理化や報告者負担軽減等の観点から、その在り方を検討すべきである。

(ii) 確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

本統計の確認結果に基づく評価及び総務省における今後の取組の方向性は、以下のとおりである。

- ・ 本統計は、地方財政計画策定等に活用されており、重要な統計と評価できる。
- ・ 電子媒体によるデータ提供については、今後、その充実について前向きに検

討を進めていく必要がある。

- 職員記入欄については、今後、関係者の意見等を踏まえ、その在り方を見直すなど対応を検討していくことが必要である。

4 民間給与実態統計

民間給与実態統計（以下この節において「本統計」という。）は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的として、国税庁が作成している基幹統計である。

その利活用としては、財務省主税局における予算見積り及び税制改正による増減収見込額の算出等に活用されている。

なお、統計委員会及び統計審議会に対し、本統計やそれを作成するための基幹統計調査である民間給与実態統計調査（以下この節において「本調査」という。）の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認事項

委員から提示された確認要望事項は、本調査の設計や調査事項に関するもの、本統計による提供情報の充実に関するもの及び本統計の作成方法の効率化等に関するものとなっており、基本計画部会では、これらを以下のとおり3事項に再編・整理して確認事項を設定した。

ア 調査の設計について

本統計は、租税収入の見積り等に活用されるものであり、一定水準以上の正確性が求められることから、①本調査の調査対象給与所得者の抽出方法の妥当性、②調査結果に基づく源泉所得税額（総額）等の推計時における回収率の取扱い、③本統計における源泉所得税額（総額）等に係る推計値と「国税庁統計年報」（業務統計）における実績値との整合性等について確認する。

イ 調査事項、提供情報の充実について

賃金を調査している公的な統計調査は複数あるが、本調査においては、調査対象事業所が給与所得者1人以上とされており、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（基幹統計調査）など他の公的な賃金関係統計調査の調査対象事業所が従業員（常用労働者）5人以上等であるのに比べ調査対象の範囲が広い。こうしたことから、本調査の調査事項の拡充や本統計の表章区分の細分化により、より有用な統計の作成が可能になると考えられるため、その余地等について確認する。

ウ 作成方法の効率化等について

本調査の調査事項は、税務署が事業所から提出を受けて保有している行政記録情報（源泉徴収票等の法定調書等）に含まれる情報と類似していると考えられる。また、オンライン報告の利用率は低いものとなっている。こうしたことから、本統計の効率的な統計作成の観点から、行政記録情報の活用の余地、オンライン報告の現状と課題及びマイナンバー制度の導入に伴う統計作成上の対応等について確認する。

(2) 確認結果

(i) 確認内容

基本計画部会においては、上記の確認事項に関し、国税庁からの説明を踏まえ、意見交換や質疑応答を行った。確認事項に対する国税庁の説明内容及び当該説明に対する委員の見解は以下のとおりである。

ア 調査の設計について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 調査対象給与所得者の抽出については、事業所の従事員規模に応じて階層を設定し、規模が大きい事業所ほど低い抽出率で当該所得者を無作為抽出している。ただし、年間給与所得額が2,000万円を超える者に関しては、勤務する事業所の規模にかかわらず全数を調査対象としているが、これは年間給与所得額2,000万円超に該当する者が少ないことによるものである。このため、年間給与所得額2,000万円を境に給与所得者のデータ間で断層が生じているおそれがあるが、民間の事業所に給与所得者を抽出していただいていることから、比較的簡単な抽出方法となっている。
- ・ 調査結果に基づき源泉所得税額（総額）等を推計する際には、集計値に回収率の逆数を乗じた上で抽出率の逆数を乗じる方法を採用しており、推計値の算出に回収率を反映している。

なお、事業所の従事員規模階層ごとに回収率にばらつきがあり、これが源泉所得税額（総額）等の推計値に影響を及ぼしているおそれがある。この点について、厳密な検証は難しいが、標本の偏りの有無を検証する余地がある。

- ・ 平成25年分の給与所得額及び源泉所得税額（総額）について、本統計における推計値と「国税庁統計年報」における実績値を比較すると、いずれもある程度のかい離がある。これは、本調査では、12月中の給与の支払いがない者等が対象外となっている等、本統計と「国税庁統計年報」とでは対象が一部異なっていること等に起因している。

(委員の見解)

- ・ 国税庁のホームページにおける本統計に関する記載を見ると、調査結果に基づき源泉所得税額（総額）等を推計する際、抽出率の逆数を乗じることは明示されているが、集計値に回収率の逆数を乗じていることは必ずしも明確になっていないことから、本統計の利用者に誤解を招くことのないように、この点を明示することが望ましい。

イ 調査事項及び提供情報の充実について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 本調査と、人事院の職種別民間給与実態調査（一般統計調査）並びに厚生労働省の毎月勤労統計調査（基幹統計調査）及び賃金構造基本統計調査を比較すると、各調査で調査の目的、調査対象者、調査事項が異なっている。主な調査

事項を比較すると、「租税収入の見積り、租税負担の検討、税務行政運営等の基本資料とすること」を目的とする本調査のみが「所得控除額」、「税額控除額」及び「源泉所得税額」といった税金に着目した項目を調査している。

- ・ 本調査の調査事項の拡充については、その具体例として委員から「労働時間」の追加に関する指摘があった。本調査において、報告者である事業者は、源泉徴収事務関係書類（「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者控除申告書」及び「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」）から基本的に転記する方法で調査票を作成している。このため、調査事項として当該書類に記載がない「労働時間」を新たに追加した場合、報告者負担が大きくなり、回収率の低下を招くことが懸念される。

また、委員から同様に指摘のあった「退職所得」の追加については、本調査は、給与所得に関する実態把握を目的とするものであり、給与所得とは税法上の扱いが異なる退職所得を把握することは目的を超えるものと考えている。さらに、本調査では、12月末に事業所に勤務していない給与所得者（＝11月までに退職した給与所得者）は現行の調査対象者の枠外となることもあり、本調査で退職所得を把握することは難しいと思われる。

- ・ 委員から質問のあった官民比較のための調査事項の拡充の可否については、現在、官民比較に必要なデータを得るために人事院が実施している職種別民間給与実態調査では、国家公務員と民間従業員を類似の条件で比較できるように学歴や職務等を実地調査により詳細に調査しており、本調査において、同様の調査を行うことは、報告者負担の観点等から非常に困難である。
- ・ 委員から指摘のあった本統計の表章区分における給与階級区分の細分化（現在、年間給与所得額1,000万円以上は500万円刻みでの区分となっているが、これを更に細分化すること）や事業所規模区分の細分化（現在、従事員10人未満は一括りの区分となっているが、これを1～4人と5～9人の区分へ細分化すること）については、（該当者が少ない数値の精度等の）検証が必要であるが、可能ではないかと考える。

（委員の見解）

- ・ 統計ユーザーが給与の官民比較を行う際に、民間の給与のデータとして本統計を利用する例が少なくないことから、統計ユーザーに対し、本調査と人事院の職種別民間給与実態調査について、それぞれの特徴を周知していくべきである。
- ・ 本調査は、事業所に対する標本調査であるため、従事員が2か所以上の事業所から給与を受け取っている場合でも、1か所の事業所のみで給与を受け取っていることを前提（各事業所の給与のみを受け取っている者がそれぞれ別個にいるという取扱い）として集計されている。このため、1人当たり給与所得額は実際の所得額よりも低い結果になると考えられることから、格差問題等の議論に当たり本統計を利用する際には、この点に注意が必要である。

ウ 作成方法の効率化等について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 本統計の作成における行政記録情報（源泉徴収票等の法定調書等）の活用については、①年間給与所得額が500万円以下の者等の源泉徴収票は税務署に提出されず、全ての給与階級の従事員の給与を把握することができないこと、②税務署が保有している情報では、本調査で調査している給与所得者の年齢、性別、職務等が把握できないこと等から、行政記録で本調査を代替することは困難である。
- ・ マイナンバー制度の導入による統計作成の効率化については、源泉徴収票等の法定調書の名寄せを通じて、所得をより正確に把握できるようになる可能性はあるが、中長期的に検討していく課題であると認識している。
- ・ オンライン報告については、全体の報告に占める割合は平成25年分調査では9.1%と低いものとなっている。これは、①小規模事業所にはインターネットやパソコンというインフラ環境が整っていない事務所もあること、②大規模事業所でも、税務関係の情報に関するセキュリティを重視し書面での報告を希望する事務所もあること等が影響しているものと考えている。オンライン報告の利用率の向上は、統計作成の効率化に寄与するものであることから、オンライン報告へ誘導するためのCD-ROMを配布する等により、今後ともオンライン報告の利用率の向上に取り組んでいくこととしている。

(委員の見解)

- ・ 報告者である事業者は、源泉徴収事務関係書類から基本的に転記する方法で調査票を作成している一方、国税庁は、年間給与所得額が500万円を超える者等については、その者に係る当該書類（行政記録情報）を保有している。このため、国税庁は、当該書類のデータを活用して報告者負担の軽減を図る取組の検討を行うことが望ましい。

(ii) 確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

民間給与実態統計の確認結果に基づく評価及び国税庁における今後の取組の方向性は、以下のとおりである。

- ・ 民間給与実態統計調査については、賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査といった賃金関係の基幹統計調査がある中で、他の統計調査では捕捉していない所得税額や税額控除額等の調査を通じて、租税収入の見積りや税務行政運営等の基本資料とするために行われていることが明確になった。
- ・ 調査票の記入実務まで詳しい説明を受けたことで、労働時間や退職所得等を追加的に調査する場合の報告者負担の増加についても、理解を深めることができた。
- ・ 今後は、表章形式の見直し（給与階級区分、事業所規模区分の細分化等）による提供情報の充実やオンライン報告の拡大及び統計作成の効率性の向上（税

務署が保有している行政記録情報を活用した報告者負担の軽減等) について、費用便益を考えた上で不断の検討を進めていく必要がある。

5 木材統計

木材統計は、我が国の素材の生産、木材製品の生産出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的として、農林水産省大臣官房統計部（以下「農林水産省」という。）が作成している基幹統計である。木材統計を作成するための基幹統計調査である木材統計調査は、年次調査である基礎調査並びに月次調査である製材月別調査及び合単板月別調査から構成されている。基礎調査では製材工場等を対象として製材等に用いる動力の出力数、従業者数、素材の入荷量などを、また、月次調査では製材工場等を対象として素材の入荷量や製品の生産量などを把握している。

木材統計の利活用としては、①森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく「森林・林業基本計画」のうち林産物の供給及び利用の目標の算出資料、②「木材需給表」作成のための資料、③四半期別GDP速報における供給側推計資料等として、幅広く活用されている。

なお、木材統計は、平成17年8月の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会を通じて木材統計や木材統計調査の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認事項

委員から提示された確認要望事項は、産業構造と統計調査の体系、木材統計調査の設計等が中心となっていたことから、基本計画部会では、以下の事項を確認事項として設定した。

ア 産業構造と統計調査の体系について

木材の加工・流通に関わる産業（以下「木材産業」という。）の活動としては、森林所有者から素材となる丸太の供給、丸太から製材品、合単板、木材チップ等への加工（製材工場、合単板工場、チップ工場等）、製材品や木材製品の需要先であるハウスメーカー等への輸送（木材市場、木材販売業者等）がある。

このような木材産業の構造の中で、どのような産業の事業者を対象にどのような統計調査が実施され、どのような事項が把握されているのか、木材統計調査は当該統計調査の中でどのような役割を担っているのかといった統計調査の体系を確認する。

イ 木材統計調査の設計について

（ア）集成材の把握に係る検討状況

平成17年の統計審議会答申において、今後の課題として、当時生産量が増加していた集成材について、「『木材流通構造調査』（農林水産省、一般統計調査である木材流通統計調査の一部で5年周期）で把握されている集成材について、今後の生産量等を勘案し、木材統計調査の一環として把握することを検討する必要がある」ことが指摘されたことから、近年の集成材の生産量の推移等の状況を踏まえつつ、その後の当該課題の検討状況について確認する。

(イ) 基礎調査の製材工場に係る悉皆調査階層の出力数の下限規模について

基礎調査の製材工場に係る調査範囲については、平成17年の調査計画の変更の際、小規模製材工場の廃業等を踏まえ、悉皆調査階層の下限規模を引き上げた。具体的には、従前は製材用動力の出力数が37.5kW以上の製材工場は全工場（悉皆調査階層）、37.5kW未満のものは抽出した工場（標本調査階層）と当該出力数が37.5kW以上か否かで調査範囲を変えていたが、悉皆調査階層の下限規模を37.5kWから75.0kWへ引き上げた。この下限規模の変更から10年を経て産業構造の変化も考えられることから、現行の下限規模の妥当性について確認する。

ウ 作成方法の効率化等について

基礎調査及び月別調査におけるオンライン報告の利用率は1.6%から12.0%まで（平成25年調査）と低いものとなっていることから、オンライン報告を推進するための改善方策の検討状況について確認する。

(2) 確認結果

(i) 確認内容

基本計画部会においては、上記の確認事項に関し、農林水産省からの説明を踏まえ、意見交換や質疑応答を行った。確認事項に対する農林水産省の説明内容及び当該説明に対する委員の見解は、以下のとおりである。

ア 産業構造と統計調査の体系について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 木材統計調査は、木材産業における各種事業者のうち、大宗を占める製材工場、合単板工場及びチップ工場について、基本的かつ重要な事項である製品別生産量等を把握しており、その意味で木材統計調査は木材産業に関する各種統計調査の中で重要な役割を担っているものである。
- ・ 木材統計調査以外の統計調査としては、木材・木製品製造業や木材流通業の事業者を対象とした木材流通統計調査において、月次で素材等の価格や木材製品の卸売価格等を、また、5年ごとに素材の入荷先別入荷量や製材品の出荷先別出荷量等を把握している。

(委員の見解)

- ・ 木材統計調査と木材流通統計調査は、それらの調査対象が製材工場等重複する部分もあることから、将来、両調査を統合する方向もあり得るのではないかと。

イ 調査の設計について

(ア) 集成材の把握に係る検討状況について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 近年の集成材の国内生産量の推移をみると、統計審議会答申のあった平成17

年頃までは、生産量が増加傾向であったが、その後大きく減少し、近年はほぼ横ばいとなっている。

- ・ 木材統計調査は集成材を把握対象とはしていないものの、5年周期で実施している木材流通構造調査では集成材の出荷量を把握しているほか、関係団体においても毎年、集成材の国内生産量を把握している。
- ・ こうしたことから、木材統計調査で集成材を把握することについては、集成材の生産量の動向等を注視しつつ検討してまいりたい。

(イ) 基礎調査の製材工場に係る悉皆調査階層の出力数の下限規模について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ 製材用動力の出力数75.0kW未満の製材工場は、素材入荷量の割合で見ると、平成25年では9%と極めて小さいものの、国産材の入荷工場数の割合で見ると、65%と大きなウエイトを占めている。
- ・ したがって、仮に悉皆調査階層の下限規模を現行の75.0kWから150.0kWへ引き上げた場合、国産材の入荷工場のうち8割以上が標本調査階層となり、林業行政上、重要な国産材の把握に影響が出ることが懸念される。

ウ 作成方法の効率化等について

(調査実施部局の説明内容)

- ・ オンライン報告の利用率は、低いものとなっている。その理由としては、調査対象である製材工場等では、従業者数が4人以下といった小規模なものが多いことから、パソコンやインターネット等、当該利用に必要な環境が整っていないこと、高齢化等もあって当該利用に必要な知識を有する従業者がいないこと等が考えられる。
- ・ 今後、オンライン報告の利用率向上に向けて、従前は利用希望のあった調査対象にのみ発行していたIDを、全ての調査対象に発行するほか、オンライン調査の安全性を説明し、オンライン報告を積極的に勧めるとともに、調査員に対してもシステムの操作方法の指導を徹底する。

(ii) 確認内容に対する評価と今後の取組の方向性

木材統計の確認結果に基づく評価及び農林水産省における今後の取組の方向性は、以下のとおりである。

- ・ 木材統計は、森林・林業基本計画や木材需給表の基礎資料のほか、四半期GDP速報推計など幅広く利用されており、重要な統計と評価できる。
- ・ 基礎調査が製材工場における製材用動力の出力数75.0kW以上を悉皆調査階層とし、それ未満を標本調査階層として実施していることについては、製材産業の構造を反映しているものと判断できる。
- ・ 木材統計調査については、製材工場等を対象に木材製品の価格等を調査している木材流通統計調査と調査対象が重なることを踏まえ、製材工場等の報告者負担等を勘案した調査体系整備の検討を期待したい。

- ・ オンライン報告については、その利用率を向上させるだけでなく、費用便益を勘案するとともに調査結果の精度を維持・向上させるような検討を期待したい。